

消火装置

評価の内容

申請資料に基づき、次の事項を確認している。

1. 評価の対象は次の4種類の消火システム一式であり、標準仕様書の消火設備の当該事項による。

- ① スプリンクラー消火システム
- ② 不活性ガス消火システム（窒素消火設備、IG-55 消火設備、IG-541 消火設備）
- ③ 泡消火システム
- ④ ハロゲン化物消火システム（FK-5-1-12）

2. 品質・性能

- （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「建築設備設計基準」に示されている消火設備がシステムとして納入できることを確認している。
- （2）消火システムの構築能力があり、設計・積算・現場施工体制が整備されていることを確認している。
- （3）消火機器の製造業者であり、製造所での品質管理体制が整っていることを確認している。
- （4）消火機器の生産実績は、消火システムの施工実績がともなっていることを確認している。
- （5）機材の性能について、実施要領に規定する試験機関または評価委員会が認める製造所で規定の試験を行い、その結果を確認している。
- （6）機材が標準仕様書の当該事項に規定するものに適合していることを確認している。

3. 評価名簿詳細事項

申請機材の形式等の詳細は、評価名簿詳細事項として掲載している。
